

令和4年度第1回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和4年6月30日(木) 15:30~16:40

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

上甲委員、白石委員、曾我委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

小野委員、菅委員、小池委員、土井委員、八塚委員

事務局

瀧原愛媛労働局長、岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 運営申合せ事項の確認について
- 3 愛媛地方最低賃金審議会運営規程、愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程
及び愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱の改正について
- 4 愛媛県最低賃金の改正について
 - (1) 愛媛県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (2) 愛媛県最低賃金専門部会の設置について
 - (3) 愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について
- 5 特定最低賃金改正の必要性に係る審議について
 - (1) 小委員会の設置について
 - (2) 小委員会委員の選任について
- 6 審議会開催スケジュールについて
- 7 その他
- 8 閉 会

議事

賃金室長

ただいまから、第1回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございます。本来であれば委員の皆様を御紹介させていただくところではございますが、委員の皆様は、第54期の委員として昨年より御就任いただいております。任期は、令和5年3月31日までとなっております。昨年度より継続いただいているということで、誠に恐れ入りますが、お手元の資料1に委員名簿がございますので、こちらを御覧いただくことで御紹介に代えさせていただきます。

なお、労働者代表委員の曾我委員におかれましては、昨年12月16日に任命され、今回の本審が初めての御出席となりますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、曾我委員よりよろしくお願いいたします。

曾我委員

御紹介いただきました曾我でございます。本来なら3月にありました昨年度の第8回本審のほうに出席する予定でしたが、妻の急逝のため、急遽欠席させていただきました。まずその点に関して、各委員の皆様にお詫び申し上げます。

改めまして、U Aゼンセン愛媛県支部で支部長をしております曾我です。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長

ありがとうございました。

本日は15名の委員全員の御出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、本年度最初の審議会開催となりますので、愛媛労働局長から御挨拶申し上げます。

愛媛労働局長

愛媛労働局長の瀧原でございます。よろしくお願いいたします。令和4年度第1回の愛媛地方最低賃金審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずは森本会長はじめ各委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本審議会委員をお引き受けいただき、さらには本日のお暑い中、御出席賜りありがとうございます。また日頃から、労働行政の円滑な推進に大変御尽力いただいておりますことを、重ねて

感謝申し上げます。

御承知のとおり新型コロナウイルス感染症に関しましては、第6波はやや収まったという状況となり、少しは経済も戻るかと思っていたところですが、ここ数日を見ますと愛媛県でも感染者が300人を超えるという予断を許さない状況でございます。終息しないままに3年目となり、本審議会もコロナ禍での審議を3年連続で実施するということになってしまいました。大変厳しい状況ではございますが、事務局といたしましては、感染防止に最大限、努めながら審議会を運営してまいりますので、委員皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

一方、コロナ禍が続く中の愛媛県の雇用情勢でございますが、直近、令和4年4月の有効求人倍率は、1.40倍と、25か月ぶりに1.4倍台に乗り上昇傾向にあります。コロナ禍の影響を受け、業種によりばらつきはあるものの、経済全体も回復基調にあり、労働市場では人手不足が強まっている状況とはいえ、労働局としても、スムーズな労働力の移動及びミスマッチの解消に努めてまいります。

また、経済全体を見ますと、ウクライナ情勢による、石油をはじめ様々な資源や原材料の高騰、さらに家計に直接響く食料品などの価格も上昇するなど、インフレ基調が高まっております。

こうした状況の中、政府は、最低賃金について、いわゆる「骨太の方針2022」、さらには、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の中で、これまでと同様のトーンで、「できるだけ早期に全国加重平均が1,000円以上になることを目指し、引上げに取り組む」としているところでございます。

ただいま申し上げましたように、コロナ禍をはじめ、複雑な社会情勢下の中ではありますが、委員の皆様方におかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度の在り方、経済・雇用動向の状況、労働者の最低労働条件の確保等総合的観点から、非常に難しい御判断をいただくことになろうかと思っておりますがよろしくお願いいいたします。

あわせまして、本年度におきましても、日程の都合上、時間的にも厳しい制約もある中で御審議をお願いすることになりますが、円滑かつ慎重な御審議をよろしくお願いい申し上げます。

簡単ではございますが、本年度第1回の最低賃金審議会開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本年度も、どうぞよろしくお願いいいたします。

賃金室長

それでは、これから審議に入っていただきます。これからの進行につきましては、森本会長にお願いいいたします。

森本会長

本年度会長を務めさせていただき森本です。それでは、今回は本年度第1回目の審議会となりますので、一言、御挨拶を申し上げます。

一昨日、梅雨明けをしまして大変な猛暑の中ですけど、委員の皆様方におかれましては御出席いただきありがとうございます。傍聴席の皆様もお暑い中御出席いただきありがとうございます。

ここ数年、コロナ禍という特殊な状況の中で、当審議会ですらいろいろな難しい審議を重ねてきたわけですが、本年度は労働局長のお話の中にもありましたが、ウクライナ情勢に端を発する原材料価格やエネルギー価格の高騰、物価上昇や円安の問題等、生活に直結する不安定要素が、また新たに生じているところです。

このような状況の中で生計費、賃金、賃金支払能力の諸要素を総合的に考慮したうえでの愛媛県の最低賃金の在り方について、本年度も難しい審議となることが予想されますが、審議会の審議状況、審議結果については、世間の注目度も例年以上に高まるのではないかと感じております。

これから本当に暑くなり大変な猛暑が続きますので、くれぐれも皆様、体調管理を万全にしながら、数か月間、公労使委員で充実した審議をお願いしたいと思っております。

また、局の皆様は審議会の準備にあたっていろいろ御協力をお願いしたいと思っておりますので、本年度もよろしく願いいたします。

それでは議事次第により議事を進めます。

議事項番2の「運営申合せ事項の確認について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料3ページの資料2を御覧ください。こちらは、今年度の愛媛地方最低賃金審議会の運営申合せ事項の(案)ですが、昨年と若干変更がございます。

記の1は専門部会の運営について定めているものです。地域別最低賃金だけでなく、特定最低賃金の専門部会も含むもので、金額審議に関するものです。記の2は特定最低賃金の必要性の審議についての定めです。

記の1の(1)は審議会数と審議時間に関する定めで、審議回数は概ね3回を目途とし、原則として午後5時以降は審議を行わないというもので、昨年と変更はございません。

記の1の(2)が最低賃金審議会令第6条第5項の適用に関する定めです。「最低賃金決定要覧」の149ページを御覧下さい。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりまして、本審において、「この定めにより愛媛地方最低賃金審議会専門部会に

において全会一致の結論が得られた場合には、これを適用する」という申合せをしておくことで、審議会令第6条第5項を適用することができるというものでございます。これも昨年と変更はございません。

記の2が「愛媛県特定最賃の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について」になります。(1)に赤字で書いてあるのが変更して付け足す文言になります。従来は本審のみで審議していたものを本年度から小委員会でも審議するため、変更を提案させていただくものです。

なお、小委員会での当該審議方法については後ほど御審議いただきます。

2つ目の申合せ事項は、資料4ページにあります「実施視察及びヒアリングについて」、定めたもので、昨年と変更はございません。

以上、昨年度からの変更点は記の2となります。令和4年度の申合せ事項(案)の内容について、御審議よろしくお願いいたします。

森本会長

まず、資料2の運営申合せ事項のうち、「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」ですが、事務局から説明のありましたとおり、審議会数と審議時間の原則、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について記載されているものです。昨年度の申合せ事項の内容からの変更点につきましては、記の2(1)特定最低賃金の必要性の審議についての定めにつき、小委員会での審議を行うというところの変更があるとの説明がありました。

また、「実地視察及びヒアリングについて」は、昨年の申合せ事項の内容から変更がないとのことでした。

なお、特定最低賃金の必要性に係る審議について、小委員会の内容については、後ほど、項番5にて審議予定ですので、それ以外の事項について何か御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

(意見等なし)

森本会長

御意見、御質問がないということで、資料2をもって、合意文書とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

森本会長

ありがとうございます。それでは、本年度の審議会の運営について、資料2をもっ

て、合意文書といたしますので、(案)の文字を削除お願いいたします。

次に、議事項番3の「愛媛地方最低賃金審議会運営規程、愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程及び愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱の改正について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

お配りしております資料5ページの資料 3を御覧いただけたらと思います。こちらは、「愛媛地方最低賃金審議会運営規程」、「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」、「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱」の改正案でございます。これまでのものから改正する事項は、赤字としております。また、改正はありませんが、参考として、14ページに「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」を付けております。

このたび改正について御審議いただきたいのは、昨年5月21日の中央最低賃金審議会の運営規程の改正に伴い、愛媛県の最低賃金審議会の各種規程等についても改正をお願いするものでございます。

まず1点目として、会長が必要ありと認める場合は、審議会をテレビ会議システムにて開催するというものです。当審議会でもオンライン会議等を予定しているというわけではございませんが、昨今のコロナの影響などもあり、オンライン会議も多く開催されている実情から、今後これに対応できるための改正案となっております。

改正箇所は、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第4条、愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程第3条、愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第5条となります。

本審については、資料5ページの愛媛地方最低賃金審議会運営規程第4条第2項により、テレビ会議への出席も最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めることとなっております。

最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項というのは、「最低賃金決定要覧」の149ページにあります。審議会の成立に関する定足数で、全委員の3分の2以上又は各側代表3分の1以上の出席を必要とすることと、議決を要するときは出席委員の過半数を持って決し、可否同数時は会長が決するという規定になります。

専門部会については、資料8ページの愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程第3条第2項により、根拠条文が最低賃金審議会令第6条第6項となり、読み替えて準用して同令第5条第2項及び第3項となります。

小委員会については、資料11ページの愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱に、会議の定足数と議決について、根拠条文がございませんので、新たに第5条として「会議の開催と議決」に関する条文を挿入して、第6条以降を修正しております。

2点目は、審議会、専門部会、小委員会開催後に作成します議事録につきまして、昨年度まで公労使3名の担当の委員の皆様にご署名をお願いしておりましたが、その署名を廃止するというものです。

改正箇所は、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第9条、愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条、愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第9条改め第10条となります。

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、押印又は署名を求めている手続きを見直す方針が示され、令和3年5月21日開催の中央最低賃金審議会におきましても、議事録の署名廃止が議決されました。それにならい、当審議会においても議事録の署名廃止という案にしております。

なお、今後の、署名廃止となった場合の議事録の内容の確認については、発言された委員の皆様全員に作成した議事録の案をお送りしますので、御自分の発言された内容を主に御確認いただき、議事録を修正後、再度お送りして再確認していただくことを予定しております。

また、3点目として最後に、中央最低賃金審議会の運営規程の改正とは関係ありませんが、資料11ページの愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱の第3条第2項について、後段に、「委員長及び委員長代理は、公益代表委員の中から選任する」となっていますが、選任方法を明確にするために、「公益代表委員において協議を行い選任する」に変更することを提案いたします。

以上3点について御審議いただきますようお願いいたします。

森本会長

ただいま、事務局から大きく分けて3点の改正案の説明をいただきました。1点目が地方最低賃金審議会、審議会専門部会、小委員会についてそれぞれテレビ会議システムを利用したオンラインでの会議の出席を可能とすること、2点目として議事録の署名を廃止すること、あと3点目として小委員会において委員長及び委員長代理の選任方法について、公益代表委員の間で協議して選任するという改正の提案がございました。ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

(意見等なし)

森本会長

それでは、「愛媛地方最低賃金審議会運営規程」、「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」及び「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱」について、提案のとおり改正するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

森本会長

委員の皆様から御同意をいただきましたので、事務局の提案どおり、「愛媛地方最低賃金審議会運営規程」、「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」及び「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱」をそれぞれ改正したいと思います。

続きまして、議事項番の4(1)「愛媛県最低賃金の改正決定について(諮問)」に入ります。事務局お願いします。

賃金室長

それでは労働局長から諮問させていただきますので、会長はその場にお立ちいただけたらと思います。

(諮問文手交)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

(事務局より諮問文を朗読)

森本会長

ただいま諮問を受けましたので、愛媛地方最低賃金審議会として今後審議してまいりたいと思います。各委員の皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

ただいま受けました「愛媛県最低賃金審議会の改正決定について」の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは、ただいまお配りしました「最低賃金の改正決定について」の諮問文とあわせて、資料の17ページ、資料4の中央最低賃金審議会に対する厚生労働大臣の諮問文を御覧ください。

昨年度、令和3年度は、6月28日の中央最低賃金審議会にて厚生労働大臣から目安についての諮問が出され、「骨太の方針2021」と「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議を求めるという諮問でございました。

骨太の方針の中では、「感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、引き上げに取り組む。」とされましたが、御存じのとおり、中央最低賃金審議会の目安審議は難航した結果、目安額は全ランク同一の28円という、目安制度ができて以降過去最高の引上げ額が示さ

れたところでございます。

そして本年の諮問文は、例年どおり中賃の目安の諮問文と合わせて、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「新しい資本主義実行計画工程表」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配位した調査審議を求めるという内容になっております。

資料19ページ以降の資料5と6に、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「新しい資本主義実行計画工程表」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」より抜粋した資料をつけておりますので、最低賃金引上げに関する記述について御紹介します。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、資料20ページに「物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である」とあります。

「新しい資本主義実行計画工程表」では、資料24ページの表の下段に「最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す」とあります。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」でも、資料28ページにありますように、同様の趣旨が記載されております。

諮問文に対する説明は以上でございます。

森本会長

ただいまの説明について、御意見、御質問等はございませんか。

(意見等なし)

森本会長

それでは審議を進めます。

続きまして、議事項番の4(2)「愛媛県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。

先ほど、愛媛県最低賃金の改正決定の諮問により調査審議を求められましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、愛媛県最低賃金専門部会を設置することといたしますので、御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

森本会長

それでは、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき、愛媛県最低賃金専門部会を設置することといたします。

次に議事項番の 4（3）「愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

最低賃金審議会令第 6 条第 4 項において読み替えて準用する最低賃金審議会令第 3 条第 1 項の規定により、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たりましては、関係者に対する推薦の公示を行う必要がございます。

本日、愛媛地方最低賃金審議会・愛媛県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦につきまして、公示を行うこととしております。推薦の締切日は、7月14日木曜日とさせていただきます。

公示の関係でもう一点説明いたします。

最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項の規定により、愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取につきましても、本日公示を行うこととしております。こちらは7月21日木曜日までの公示期間となっております。

この意見聴取は、愛媛県最低賃金の改正決定について意見を述べようとする方は、その意見を記載した「意見書」を7月21日木曜日までに、愛媛地方最低賃金審議会あて提出していただくというものでございます。

また、意見陳述は、8月1日月曜日、次回第2回本審にて行っていただく予定となっております。

これらの専門部会委員の推薦や、最低賃金の改正決定に係る意見聴取に関する公示につきましても、愛媛労働局のホームページにも掲載する予定でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

森本会長

ただいまの説明について、まず、専門部会委員候補者の推薦について、御意見、御質問等はございませんか。

（意見等なし）

森本会長

特にないようですので、それぞれの手続きを進めていただきたいと思います。

次に、意見陳述について、提出があれば8月1日月曜日の第2回本審において行っていただくことについて、御意見、御質問等はございませんか。

(意見等なし)

森本会長

それでは意見陳述につきましては、8月1日月曜日の第2回本審において行っていただくことにしたいと思います。

続きまして、議事項番の5「特定最低賃金改正の必要性に係る審議について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

愛媛地方最低賃金審議会では、これまで特定最低賃金改正の必要性の審議につきましては、本審にて審議を行っておりましたが、特定最低賃金ごとに改正の審議を十分に、かつ、効率的に行う観点から、本年度、令和4年度からは、小委員会を設け御審議いただきたいと考えております。

先ほど御審議いただいた資料5ページの資料 3「愛媛地方最低賃金審議会運営規程」を御覧いただけたらと思います。

まず、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条は、「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」としており、これを受け、資料11ページの「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱」の第1条で小委員会は、「審議会の議決により設けられる」ことになっております。

また、小委員会を構成する委員については、小委員会運営要綱第3条第1項において、「審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成する。」こととなっております。

次に小委員会での審議の流れですが、資料32ページの資料 8「特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート(案)」を見ていただけたらと思います。この中にありますけれど、小委員会の開催は3回を予定しております。まず、第1回目では委員長と委員長代理を選出していただき、審議の公開の可否、申出書の説明、業種ごとに必要性有りに異論がないか確認、参考人招致の意向確認等を御審議いただきます。

そして第2回目、第3回目は、特定最低賃金ごとに改正の必要性について御審議いただきますが、必要に応じ参考人を招致していただき十分に御審議いただいた後、小委員会としての結論を第3回小委員会までに出していただくということになります。

そして、令和4年8月23日開催予定の異議審に併せた本審において、特定最低賃金改正の必要性の諮問を行いますので、小委員会での結論を御報告いただき、その本審の

中で追認していただくことにより、「改正の必要性あり」となった業種を答申していただき、答申があった業種について特定最低賃金改正の諮問を行う予定となります。

以上、小委員会の設置及び小委員会での特定最低賃金改正の必要性審議、公労使各側の委員の選任について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

森本会長

ただいまの事務局の説明ですが、小委員会の設置及び小委員会で特定最低賃金改正の必要性を審議することについて、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

森本会長

特にないようですので、特定最低賃金改正決定の必要性に関する調査審議を行うために、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づいて小委員会を設置したいと思えます。

次に、この小委員会の委員については、会長が指名することとされております。

まず、小委員会の公益代表委員は、公益委員で協議した結果、井上委員と宮谷委員と私、森本の3名とさせていただきます。

労使の委員ですが、まず、労働者代表委員はいかがいたしますか。

白石委員

私、白石と曾我委員、竹本委員でお願いしたいと思えます。

森本会長

ありがとうございます。使用者側委員はいかがいたしますか。

八塚委員

小野委員と小池委員と私、八塚でお願いしたいと思えます。

森本会長

ありがとうございます。それでは、小委員会委員について、改めて事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長

それでは小委員会委員を確認いたします。

公益代表委員から井上委員、宮谷委員、森本委員の皆様

労働者代表委員から白石委員、曾我委員、竹本委員の皆様
使用者代表委員から小野委員、小池委員、八塚委員の皆様
全部で9名の皆様が、小委員会の委員となります。

森本会長

それでは、小委員会の委員にはこの9名の委員を指名させていただき、特定最低賃金改正の必要性を審議していただくことといたしますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議事項番6「審議会開催スケジュールについて」に入ります。

事務局から各委員に対しあらかじめ日程調整の依頼があり、すでに8月末までの審議会の開催日は決定しておりますので、事務局から改めて説明をお願ひいたします。

賃金室長

地域別最低賃金に係る審議会開催スケジュール表を確認していきたくと思います。

資料31ページの資料7のスケジュール表の右側令和4年度開催計画(案)を御覧ください。令和4年度計画(案)の左側「地賃等」の欄、地域別最低賃金の審議を中心に見ていくと、本日、6月30日15時30分からが第1回本審となります。

8月1日は13時からの第1回公益委員会に続きまして13時30分から第2回本審では、中賃の目安答申の伝達、関係労使からの地域別最賃の改正に係る意見聴取となります。

同日第2回本審に引き続き、15時30分より第1回地賃専門部会にて金額審議となります。

8月3日10時からと8月5日13時から、それぞれ第2回、第3回地賃専門部会にて金額審議を行います。金額審議は、例年審議していただく時間を長く取らせていただくため、通常より30分早く開始させていただいております。

資料33ページの資料9の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表を見ていただくと、地域別最低賃金の目標とする発効日は10月1日となりますので、8月5日までに答申を得る必要があります。

よって、8月5日13時からの専門部会にて全会一致の結審を目指し、同日専門部会後の15時30分に開催予定の第3回本審にて答申を頂けたらと思います。

ただし、8月5日に結審に至らなかったためのために、8月8日13時からと8月9日13時からに、それぞれ専門部会と本審の予備日を設けております。

異議審となる第4回本審は、地域別最低賃金の答申日によって開催日が変わってまいります。8月5日答申の場合、異議審は8月23日10時30分からの開催ということでお願ひします。

もし、答申日が8月8日、8月9日になった場合は、8月25日10時30分に異議審を開催することとなります。この場合の地域別最低賃金の発効日は10月5日となります。

す。

次に、特定最低賃金に係る審議会開催スケジュールを確認していきたいと思います。

資料 31 ページの資料 7 のスケジュール表の右側令和 4 年度開催計画（案）の右側「特定」の欄を見ていくと、6 月 30 日の本日の第 1 回本審では、小委員会の設置と小委員会委員の選出等になります。

7 月 25 日 13 時 30 分からの第 1 回小委員会では、委員長、委員長代理の選出、公開について、申出書の説明、参考人招致の意向確認などを審議します。

8 月 19 日は 15 時から、22 日は 13 時 30 分から、第 2 回、第 3 回小委員会を開催、必要に応じ参考人の意見聴取を行い、必要性審議を重ね、8 月 22 日までに結審を目指します。

そして、8 月 23 日、もしくは 25 日の 10 時 30 分からの異議審となる本審にて、必要性諮問、小委員会報告、必要性答申を経て、特定最賃の金額改正諮問を行う予定となります。

事務局からの説明は以上となります。

森本会長

ただいま事務局から開催日について説明がありましたけれど、開催スケジュールについて、御意見、御質問等はありませんか。

（意見等なし）

森本会長

資料 7 のとおりですけれど、事務局からの説明によりますと、第 4 回本審、第 5 回本審、これは第 3 回本審で地賃の答申に至らなかったときの予備日として、予定しておきたいということでした。

10 月 1 日の発効ということになりますと、8 月 5 日の答申を目指すことが第一ではありますが、第 3 回本審で答申が得られない場合は予備日を活用した審議となります。

委員の皆様には資料 31 ページのスケジュール表をもとに、日程の確保をよろしくお願いいたします。

次に議事項番 7 「その他」に移りたいと思います。あらかじめ用意した議題は全て終了しておりますが、資料の中で説明をいただいていないものがありますので、事務局より説明をお願いいたします。

賃金室長

資料の 39 ページの資料 10 をご覧ください。本年 2 月 25 日、コミュニティユニオン全国ネットワークと愛媛地域合同労働組合こと「えひめユニオン」から局長あて最低賃

金の審議に関し 8 項目の要請があり、最低賃金に関するものとしては 7 項目の要請がなされました。

資料の 41 ページの資料 11 をご覧ください。5 月 20 日、JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会から、「『JAL 解雇撤回と全国一律最賃 1500 円実現に』に関する申し入れ」が局長あてに提出され、最低賃金に関するものとしては 6 項目の要請がなされました。

また、最賃審議会で、最賃近傍の労働者の意見を直接聴く機会を作って欲しい、との要望や、当賃金室は、地方局の賃金行政を担う部署として、賃金面からの地方の人材不足や過疎化、外国人の実習生等の様々な諸問題に取り組み、審議会等にも生かすべきとの進言がございました。

資料の 45 ページの資料 12 をご覧ください。去る 6 月 6 日、日本共産党愛媛県議会議員から「長引く新型コロナでの苦境に加え物価高騰等、国民生活への影響が広がるなか、地方での最低賃金引き上げや雇用維持・確保等への取り組みを強化いただくことを求める要請」が局長あてに提出され、最低賃金に関するものとしては 1 項目の要請がなされました。

資料の 47 ページの資料 13 をご覧ください。去る 6 月 9 日、全労連四国地区協議会から、「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請」が会長及び局長あてに提出され、最低賃金に関するものとしては 6 項目の要請がなされました。

また、本審の部会報告で金額審議の労使の提示金額やそれぞれの理由等を明確に報告して欲しい、審議会でもどういう支援をしたら賃金を引き上げることができるか議論して欲しい、そして答申の付帯決議で中小企業の効果的な支援策を上申して欲しいとの要望がございました。

資料の 51 ページの資料 14 をご覧ください。

去る 6 月 16 日、愛媛弁護士会から、「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が愛媛弁護士会会長の声明として愛媛地方最低賃金審議会会長あてに送付されております。声明の要旨としましては、労働者の健康で文化的な生活を確保し、愛媛県の地域経済の健全な発展を促すため、愛媛地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額引上げの答申を要望するとともに、全国一律最賃制度の実施を政府に求めるとの内容になっております。

続きまして地賃改正に関する資料となります。

資料の 55 ページの資料 15 をご覧ください。現行の「愛媛県最低賃金」については、55 ページに記載されている 6 つの項目について定められておりますが、本日の最低賃金改定の諮問は、第 4 項の最低賃金額の改正の審議をお願いするということになります。

資料の 56 ページは愛媛県最低賃金の年次別推移の一覧表で、引上げ額と引上げ率を合わせて表示しています。

資料の 57 ページは愛媛県最低賃金の時間額と引上げ率の 2 軸グラフです。昭和 48 年

から令和3年までの最低賃金時間額の推移をお示しさせていただいております。

長期間をグラフ化すると金額がどのように推移してきたか一目でわかると思います。

令和3年度は引上げ額が28円となったことにより、グラフの傾斜が大きくなっております。

資料の58ページは全国の地域別最低賃金の比較グラフでございます。ランク別に色を統一させていただいており、愛媛は緑色で表示させていただいております。

最高額の東京都と最低額の差は221円で、Dランク16県のうち福島県828円、島根県がCランクの徳島県と同じ824円、青森、山形、秋田、大分の4県が822円となっており、愛媛県を含む8県が821円で、高知と沖縄の2県が820円となり最低額となっております。

関連する資料の最後の59ページの資料16は令和3年度における全国の地賃改定状況を取りまとめたものになります。

引上げ額や、いつ結審し、いつ発効したのか、採決状況等を一覧にしたものとなっております。

次に資料の61ページの資料17と資料の63ページ資料18は本年度の業務改善助成金のリーフレットです。本年度は、昨年度に引き続き、通常コースの他に、特例コースが設けられております。

最後に経済関係資料について紹介させていただきます。

資料65ページの資料19は愛媛県内経済情勢報告となります。

1枚めくっていただきますと、冒頭に総括判断が記載されております。

令和4年4月判断は「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている」とされており、令和4年1月からの前回比較が矢印で示されております。

総括判断の要点として、個人消費と生産活動は、持ち直しのテンポが緩やかとなっている、雇用情勢は緩やかに持ち直しつつあるとの判断となっております。

資料77ページの資料20は第192回全国企業短期経済観測調査となります。

1枚めくっていただいたところに「業況判断」が記載されております。

「良い」から「悪い」を減じた数値が「%ポイント」で示されておまして、マイナスは黒三角で表示されております。

愛媛県の業種別状況をまとめた表をご覧ください。

前回調査対象の21年12月の最近と比べまして、全産業で2ポイント悪化、製造業で15ポイント悪化、非製造業で7ポイント改善となっております。

3月の先行きは、製造業は改善、非製造業は悪化とされ、全産業では変化なしとされております。

資料89ページの資料21は法人企業景気予測調査結果となります。

1枚めくっていただいたところに説明されていますが、景況判断は、BSI、ビジネス

スサーベイインデックスと言う計算法を用いておりまして、「上昇と回答した企業の構成比」から「下降と回答した企業の構成比」を減じた数値が「%ポイント」で示されております。

91 ページの「1 企業の景況判断」を見ますと、現状4から6月期は、全産業ではマイナス2.8%ポイントの「下降」超となっておりますが、前期に比べ「下降」超幅が縮小しているとされております。

業種別に見ますと、製造業で、「下降」超となり、非製造業では「上昇」に転じております。

また、先行き7から9月期、10月から12月期について、全産業では、どちらも「上昇」で推移する見通しとなっております。

資料97ページの資料22は愛媛県金融経済概況となります。

1概観では「愛媛県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中、緩やかに持ち直している。」とされております。

産業別の動向を、愛媛の特定最賃の5業種について見ますと、「大型小売店販売」は、「緩やかに持ち直している。」とされております。

資料98ページの(2)業種別の生産動向を見ていただくと、

「紙・パルプ」では、「横ばい圏内の動き」とされております。

「一般機械」では、「持ち直している。」とされております。

「電気機械」では、「幾分弱(よわ)含(ぶく)んでいる。」とされております。

「輸送用機械」では、「底打ち感がみられる。」とされております。

(3)雇用・所得面の動向では、「緩やかに持ち直している。」とされております。

資料107ページの資料23は「管内の雇用失業情勢(令和4年4月分)について」となります。

令和4年5月31日に発表したハローワークにおける求人倍率等の指標になり、愛媛県の雇用情勢につきしては、最新の数値である令和4年4月の有効求人倍率は、1.40倍と上昇、全国の1.23倍を上回っています。

資料109ページの「雇用失業情勢判断」を見ると、コロナ渦の影響が残るものの、持ち直しているとされ、今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があるとされています。

資料の説明は以上でございます。

森本会長

次回の審議会までに読み込みまして、審議の参考にしたいと思っております。また、「愛媛地域合同労働組合とコミュニティ・ユニオン全国ネットワーク」、「JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会」、「日本共産党の愛媛県議会議員」、

「全労連四国地区協議会」や「愛媛弁護士会会長」からの要請書や申入れをいただきましたけれど、これらにつきましては、今後の審議会や専門部会の中で検討していきたいと思えます。

本日の議事としては以上ですが、何か御質問等はありませんか。

(質問等なし)

森本会長

特にならぬようですので、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

賃金室長

次回は、第1回小委員会が7月25日に若草合同庁舎6階会議室で13時30分より開催となっております。小委員会委員の皆様には案内状をお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

次回、第2回本審は、8月1日月曜日に13時30分からとなります。同日その前に第1回公益委員会が13時からとなります。またそれぞれ案内状をお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

森本会長

以上をもちまして、第1回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。